



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号

日本通信株式会社

代表取締役社長 三田 聖二

(コード番号：9424)

問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久

電話 03-5767-9100 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、平成 20 年 5 月 16 日開催の定時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 24 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 18 年 5 月 1 日の「会社法」の施行により端株制度が廃止されましたが、同法施行時に存在していた端株は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の規定により経過措置として残存しております。

一方、端株は平成 21 年 1 月に実施が予定されている株券の電子化に伴う新たな振替制度の対象となっていないことから、端株を発行している上場会社は、株券電子化の施行日までに端株をなくす必要があります。

当社は端株を発行していますので、定款から端株に関する規定を削除する定款一部変更を行い、端株を廃止することといたしました。

2. 日程

定時株主総会の開催予定日 平成 20 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 20 年 10 月 1 日

3. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りです。

以上

■日本通信株式会社 会社概要

社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）

代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）

資本金： 2,279 百万円（2008 年 4 月 30 日現在）

設立： 1996 年 5 月 24 日

事業内容： ●日本初の MVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）

●「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供

●「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供

●ユビキタス社会を実現する「通信電池」を提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第二章 株式および端株	第二章 株式
(株式取扱規程) 第8条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、 <u>端株の買取請求</u> 、その他株式、 <u>端株</u> または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第8条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(株主名簿管理人) 第9条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿、 <u>端株原簿</u> 、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、実質株主通知の受理、 <u>および端株の買取請求の取扱い</u> 等、株式、 <u>端株</u> および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第9条 <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、実質株主通知の受理等、株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。
(基準日) 第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項のほか、株主、 <u>登録株式質権者または端株主</u> として権利を行使することができる者を定める必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第10条 <現行どおり> 2. 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を定める必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。
(期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同事業年度末日の最終の <u>端株原簿</u> に記載または記録された <u>端株主</u> に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払うことができる。	(期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払うことができる。
(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の <u>端株原簿</u> に記載または記録された <u>端株主</u> に対し、会社法454条5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。	(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。